

平成30年2月21日

自動複写機設置者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

旭川地方裁判所長 戸 田 久

旭川地方裁判所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、自動複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書及び誓約書（以下「企画提案書等」という。）を提出してください。

記

1 件名

旭川地方裁判所庁舎における使用許可（自動複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

旭川地方裁判所庁舎の一部において自動複写機設置をさせる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人，個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

旭川市花咲町4丁目 旭川地方裁判所庁舎3階

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書等の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年2月21日（水）から同年3月1日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

旭川地方裁判所事務局会計課管理係

旭川市花咲町4丁目 電話0166（51）6159（ダイヤルイン）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年3月6日（火）から同年3月9日（金）午後4時30分まで

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送（書留郵便）する方法に限る。

エ 提出部数 1部

(3) 誓約書の提出方法等

7の(1)の参加資格の要件を満たすこと及び将来的に該当要件に反することのない旨を誓約し、使用許可後に要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書（別添）を提出すること。

ア 提出期間

上記企画提案書の提出期間と同じ

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

上記企画提案書の提出方法と同じ

エ 提出部数 1部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書等の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書等の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成30年3月1日（木）午後4時30分まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交する（郵送又は電送による回答は行わない。）。

ア 交付日時 平成30年3月5日（月）午後4時30分

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (3) 現場案内を希望する場合は、(1)の提出期限までに前記企画提案募集要領の交付場所に電話し、日時の調整を行うこととする。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 提出した企画提案書等が次の一つに該当する応募者は欠格とする。
 - ア 提出場所，提出期限又は提出方法が前記 5(2)に適合しないとき。
 - イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し，最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。